

事 務 連 絡  
平成 28 年 7 月 22 日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る健康保険及び船員保険の一部  
負担金等の徴収の免除に係る取扱いについて（要請）

貴会におかれましては、平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の免除につきまして、地震直後より早急にご対応いただいております。誠にありがとうございます。

現在の熊本地震による被災地の状況に鑑み、今後も引き続きご対応をお願いいたしますとともに、平成 28 年 10 月以降は下記のとおり取扱うことといたしたいので、よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1 一部負担金等の徴収を免除する期間

徴収の免除について、平成 29 年 2 月末まで引き続き延長していただきたいこと。

### 2 平成28年10月以降の取扱いについて

- ① 平成28年10月以降、一部負担金等徴収免除の対象となる被保険者及び被扶養者（以下、「免除対象被保険者等」という。）は、保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際に、一部負担金等免除証明書（以下、「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えるものであること。）。
- ② 免除対象被保険者等は、あらかじめ全国健康保険協会に対して申請を行い、免除証明書の交付を受けるものとする。
- ③ ②にかかわらず、全国健康保険協会による免除証明書の発行準備のため、平成28年9月末までは現在の一部負担金の免除の取扱い方法を継続することとし、この間に全国健康保険協会は免除証明書を速やかに発行するようお願いしたいこと。
- ④ その他、免除対象者の範囲等については、別紙の平成28年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その9）」を参照していただきたいこと。